

吹田市〇〇〇〇地区市民体育祭運営委員会規約（案）

（名称）

第1条 この会は「吹田市〇〇〇〇地区市民体育祭運営委員会」（以下、「運営委員会」という）と称する。

（目的）

第2条 本会は、運営委員が相協力して企画、運営する地区市民体育祭を通して、地域住民の健康づくりを推進するとともに、地域コミュニティの醸成を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 運営委員会は次の事業を行うものとする。

- （1）〇〇〇〇地区市民体育祭にかかる企画、運営全般
- （2）庶務及び経理
- （3）予算の執行及び事業等の報告
- （4）その他、地区市民体育祭に必要な事項

（委員）

第4条 運営委員会は第2条（目的）に賛同する個人を委員として構成する。

2 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

（役員）

第5条 運営委員会には次の役員をおく。役員は委員の互選により定める。

運営委員長 1名。副運営委員長 若干名。運営委員 若干名。

- 2 運営委員長は運営委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副運営委員長は運営委員長を補佐し、運営委員長に事故があるときはその職務を代行する。

（運営委員会）

第6条 運営委員会の招集は運営委員長が行う。

- 2 運営委員会は委員の過半数の出席で成立し、出席委員の過半数で決する。
- 3 運営委員長が必要と認めた場合、委員以外のものを出席させることが出来る。

（会計）

第7条 運営委員会の収入は、補助金・その他をもってこれにあてる。

- 2 会計報告は、事業終了後、本委員会に報告する。

（委任）

第8条 この会則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会の意見を聴いて運営委員長が定める。

附 則

この会則は、令和〇年〇〇月〇〇日から施行する。